（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条　通則法改正法附則第八条第一項の規定により通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第一項の中期目標が通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなされる場合におけるこの命令による改正後の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令（平成二十四年内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省令第一号）第三条の二の規定の適用については、同項の表事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」とする。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省令第二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主から委託を受けて当該」を「事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する」に改め、同号ロ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主団体から委託を受けて当該」を「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する」に改め、同号ハ中「第四十九条の二第一号ハの厚生労働大臣が定める組合等がその」を「第一条の三十二の二第一項に規定する組合が当該組合の」に改め、「構成員の」の下に「監護する」を加え、「当該組合等から委託を受けて当該」を「同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の」に改め、同号ニ中「顧客の」の下に「監護する」を加える。

附　則

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省令第三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「並びに附則第四条」を「、附則第四条並びに附則第五条」に改める。

附則に次の一条を加える。

（幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例）

第五条　施行日の前日において現に保育所（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）第一条に規定する公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、次の各号に掲げる要件を満たすものは、当分の間、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十一条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

一　満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二　当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三　調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

四　満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五　食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2　前項の場合において、同項に規定する幼保連携型認定こども園は、第七条第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、満三歳未満の園児に対する食事の提供について前項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

附　則

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○内閣府、文部科学省、経済産業省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十三年政令第百五号）第二条第七号の規定に基づき、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一